

## 平成 30 年 7 月豪雨により被害を受けられた人に対する主な支援制度

このたびの広報では緊急を要するもの、災害関係で問い合わせの多い情報、相談窓口などを抜粋し、掲載しておりますので、ご活用ください。

### ●り災証明書・被災証明書について

	支援内容	概要	問い合わせ	電話番号
被害状況証明	り災証明	り災証明の申請及び交付 ※住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。	税務課	22-7732
	被災証明	被災証明の申請及び交付 ※住家以外の家財、車両等の被害を証明するもので、損害保険の請求や銀行からの融資を受ける場合に必要となる場合があります。	税務課	22-7732

※り災証明書の交付には時間がかかりますので、早めの申請をお願いします。

### ●税・保険料等の減免制度について

	支援内容	概要	問い合わせ	電話番号
税・保険料等の減免	市民税の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	税務課	22-7732
	固定資産税の減免		税務課	22-7732
	国民健康保険税等の減免		税務課	22-7732
	国民健康保険一部負担金の減免		市民課	22-7734
	国民年金保険料の免除		市民課	22-7734
	後期高齢者医療保険料などの減免		市民課	22-7734
	障害福祉サービス等の減免		健康福祉課	22-7743
	介護保険料等の減免	健康福祉課	22-7743	
	水道料金の減免	漏水等があった時、減免を受けられる場合があります。	水道課	22-7768
	下水道使用料の減免		下水道課	22-7751
	保育所等保育料の減免	震災、風水害等により一定以上の損害を受けた時、減免を受けられる場合があります。	社会福祉課	22-7742
	放課後児童クラブ保護者負担金の減免		社会福祉課	22-7742
	各種手数料の免除(市民課) ※り災証明書または被災証明書(写し可)を提示。	被災に伴う諸手続きに必要な住民票等の交付手数料を免除します。 (住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、印鑑登録証〈再登録に限る〉、マイナンバーカード及び通知カード〈再発行に限る〉)	市民課	22-7734
	各種手数料の免除(税務課) ※り災証明書又は被災証明書(写し可)を提示。	被災に伴う諸手続きに必要な税証明等の交付手数料を免除します。 (所得証明、営業証明、納税証明、固定資産税評価証明・公課証明、固定資産課税台帳(名寄せ帳)写しの交付、地籍図の写しの交付)	税務課	22-7732

### ●災害ごみ・土砂・衛生管理について

	支援内容	概要	問い合わせ	電話番号
衛生管理	ごみの処理について	災害ごみ・土砂の収集	まちづくり推進課	22-2279
	消毒液の配布	床上・床下浸水に係る消毒液の配布	健康福祉課	22-7743

## ●住宅関係の支援

	支援内容	概要	問い合わせ	電話番号
公営住宅	被災者の公営住宅への受入れ	被災して住宅に住めなくなった人に対して、公営住宅を提供	都市整備課	22-7749
住宅の修理	被災した住宅の応急修理	災害のため住家が半壊以上となり、自らの資力では応急修理ができない人を対象として、日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分（居室・台所・便所等）の修理を行います。（要り災証明書）	都市整備課	22-7749

## ●相談窓口 ※11 ページにも無料相談窓口を掲載しています。

	支援内容	概要	問い合わせ	電話番号
相談	特別相談窓口（中小企業・小規模事業者）	融資や返済に関する相談	日本政策金融公庫 呉支店国民生活事業	0823-24-2600
	特別相談窓口（農林漁業者）	融資や返済に関する相談	日本政策金融公庫 広島支店農林水産事業	082-249-9152
	特別相談窓口	災害復旧に必要な設備資金、運転資金	商工組合中央金庫 広島支店	082-248-1151
	農業融資相談	農業融資全般に関する相談窓口	県庁就農支援課	082-513-3554
	平成30年7月豪雨消費者トラブル110番	被災地域の方を対象に、消費生活に関する相談	(独)国民生活センター	0120-7934-48
	社会保険労務士による無料相談	豪雨災害に関する労働・雇用・医療保険・年金などの相談 ※9/28(金)まで（土日祝を除く。8/14(火)～16(木)は休み）	広島県社会保険労務士会	082-212-4481
	住まいに関する相談窓口	建築の技術的な相談対応や各種支援制度の紹介など ※8/23(木)まで（土日を除く。）	都市整備課	22-7749
	弁護士による無料相談	豪雨災害に関する法律相談 ※8/31(金)まで（土日祝を含む）。必要に応じて延長されます。	弁護士による豪雨災害相談ダイヤル	082-502-0612
保健師・栄養士による相談	豪雨災害に伴う健康相談・栄養相談	保健センター	22-7157	

## 市税等の納期限の延長について

平成30年7月豪雨の発生に伴い、以下の指定地域に住所や主たる事務所等のある納税者または特別徴収義務者の方について、平成30年7月5日以降に納期限が到来する市税（個人市県民税、法人市県民税、市たばこ税、固定資産税）の納期限を延長します。

都道府県名	指定地域
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町）
岡山県	岡山市（北区・東区）、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

※延長後の納期限については別途お知らせします。

※個人市県民税・固定資産税に係る口座振替は延長後の納期限で実施します。

※個人市県民税のうち、年金特徴（年金天引き）については、期限の延長は行いません。

※国民健康保険税については、納期を延長することにより、負担の大きくなる月が発生するため、納期の延長は行いません。

※市税等の納付については、納期延長の個別申請・分割納付等の制度がありますのでご相談ください。

問い合わせ 税務課 ☎22-7732

## 保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

この度の豪雨災害に伴い、竹原市が災害救助法の適用を受けました。これにより、竹原市の住民で、竹原市国民健康保険・介護保険、広島県後期高齢者医療に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する人は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を申告することで、医療保険の窓口負担や介護サービス利用料の支払いが不要になります。(平成30年10月末まで)

### 対象条件

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた人

※病院で受診する時は、り災証明書の提示は必要ありません。口頭で申告してください。

②主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負われた人

③主たる生計維持者の行方が不明である人

④主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した人

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人  
※医療機関、介護サービス事業所等の窓口で申告された内容について、後日、確認を行うことがあります。り災証明書の確認を行う場合がありますので、必ず市税務課でり災証明書の交付を受けてください。

※入院・入所時の食費・居住費などは支払いが必要です。

### ●すでに医療機関で支払いされた人もご確認を!

医療保険について、該当する人で、すでに医療機関で支払いをしている場合は、申請していただくことで一部負担金相当額をお返しします。

### 申請に必要なもの

領収書・り災証明書・印かん・個人番号(マイナンバーがわかるもの)・通帳(国民健康保険加入者の場合は世帯主義、後期高齢者医療保険加入者の場合は本人名義のもの)

### 問い合わせ・申請先

◆国民健康保険・後期高齢者医療について  
市民課医療年金係 ☎22-7734

◆介護保険について  
健康福祉課介護福祉係 ☎22-7743

## 全壊家屋のがれき・宅地内の災害ごみ・宅地内の堆積土砂等を撤去します

この度の豪雨災害により生じたがれきや災害ごみのうち、人力では撤去が困難なものに限り、民有地内でも市が撤去します。

また、ボランティア活動などで集められた土砂については、土のう袋等に入れて前面道路に出しておいていただければ、市で撤去します。

### 撤去の範囲

- ・全壊家屋のがれき
  - ・家屋に流れ込んだがれき混じり土砂等の災害ごみ
  - ・宅地内の堆積土砂
- などを対象とします。

※田、畑、山林等に堆積した土砂等は対象外です。

### 撤去の進め方

全壊家屋のがれき等の撤去を希望する場合は、現地調査を行い、準備が整った地区ごとに作業を行いますので、撤去までに数週間以上かかる場合もあります。

### 提出書類

- ①撤去申請書
- ②同意書
- ③位置図(用意できない場合は市で準備します。)
- ④堆積状況のわかる写真
- ⑤り災証明書(全壊家屋の解体・撤去を希望する人)

### ●すでに撤去された場合は費用を償還します。

すでに宅地内の全壊家屋のがれき等の撤去に着手または終了した場合は、ご相談ください。

ただし、撤去費用の全額が対象とならない場合があります。

### 問い合わせ

宅地内土砂等撤去担当 ☎22-2291